

令和元年8月20日

令和 元 年 8 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時

令和元年 8 月 20 日

午後2時

2. 場 所

能代市役所 大会議室

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	高橋 豊彦	11	大鐘 正彦
2	安井 鐘美	12	佐々木博子
3	平川 義市		
4	茂呂 誠	14	山崎 和博
5	袴田 謙	15	飯坂 司
6	高橋 英敏	16	堀内 直富久
7	佐々木 力	17	工藤 次雄
8	渋谷 孝一	18	秋林 富美雄
9	大高 富子	19	佐藤 信孝
10	熊谷 治		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
13	金谷 和美		

5. 事務局出席者

職名	氏名
事務局長	池田 誠
局長補佐	柴田 新栄
主査	本多 孝行

<p>6. 案 件 議 案 番 号 2 8 2 9 3 0 協議事項 1 報告事項 1 報告事項 2</p>	<p>農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 4 条の規定による許可申請について 農地法第 5 条の規定による許可申請について 令和元年度秋田県農業委員会大会における要請事項について 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に該当する届出について 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について</p>
<p>7. 会議の概要  事 務 局  議 長  議 長  議 長  議 長  議 長  事 務 局</p>	<p>(開 会)</p> <p>ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 議席番号 1 3 番 金谷和美委員の 1 名です。 1 9 名中 1 8 名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、佐藤会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。</p> <p>それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようですので会議を進めます。 次に、<b>議事録署名委員の選出</b>ですが、慣例に従い当方より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号 9 番 大高 富子委員と議席番号 1 0 番 熊谷 治委員の両名に願います。</p> <p>それでは、<b>案第 2 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</b>を議題とします。事務局の説明を願います。</p> <p><b>議案第 2 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書</b>の提出がありましたのでご提案いたします。 <b>所有権移転</b> 3 件、譲渡人 3 人、譲受人 3 人、申請土地の面積は田が 1</p>

0, 319㎡、畑が2, 263㎡、計12, 582㎡。

**使用貸借権設定** 4件、貸人4人、借人3人、申請土地の面積は田が76, 444. 82㎡、畑が8, 567. 07㎡、計85, 011. 89㎡となっております。

2ページをご覧ください。

**所有権移転 整理番号1** 申請土地は真壁地字堤下悪土49、地目は田で、面積1, 408㎡、価格は総額■■■■で、移転事由は小作地の取得です。

**整理番号2** 申請土地は坂形字山崎76、地目は畑で、面積168㎡ほか計5筆 9, 419㎡、価格は■■■■で、移転事由は小作地の取得です。

**整理番号3** 申請土地は麻生字綱前62、地目は畑で、面積1, 755㎡、価格は■■■■で、移転事由は経営拡張です。

**使用貸借権設定 整理番号4** 申請土地は真壁地字野畑163、地目は畑で、面積787㎡ほか計45筆 36, 605. 89㎡、申請事由は経営移譲年金受給のための再設定で、設定期間は10年間です。

4ページをご覧ください。

**整理番号5** 申請土地は真壁地字トトメキ沢134-1、地目は田で、面積688㎡ほか計26筆 45, 535㎡、申請事由は経営移譲年金受給のための再設定で、設定期間は10年間です。

**整理番号6** 申請土地は麻生字下田平26-4、地目は畑で、面積495㎡、申請事由は経営拡張で、設定期間は3年間です。

**整理番号7** 申請土地は麻生字大堤下52、地目は畑で、面積628㎡ほか計14筆 2, 376㎡、申請事由は経営拡張で、設定期間は3年間です。

以上、いずれの案件も農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可できるものと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について**を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 **議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請書の提出がありました**ので、意見を付すためご提案いたします。

転用申請は1件、地目は田のみで面積が500㎡です。

8ページをお願いします。

**整理番号1**、申請土地は、高埜167-3、現況地目は田、面積が500㎡、申請事由は一般住宅の建築であります。

都市計画区域内の第1種中高層住居専用区域であるため第3種農地と判断しております。

位置については、9ページをご覧ください。

申請地は、国道7号線沿いにあるショッピングセンターアクロスがある交差点から北東方向へ約100mの所であり、周囲の状況は、北側及び南側は農地、西側は自動車販売店の駐車場、東側は住宅街となっており、宅地化が進行している状況です。

土地の利用計画は10ページをご覧ください。

申請者は現在二ツ井町地域に居住していますが、能代市地域に居住している母親と同居するために、自己所有地に住宅と車庫兼物置小屋を建設しようとするものです。

計画では盛土、切土はなく、汚水等は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ排出する計画となっております。事業費は、全額自己資金であり、金融機関の残高証明書と預金通帳の写し等が添付されております。

申請内容は以上です。

議長 本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。

平川義市委員 8月2日(金)に現地調査班、第1班、1番：高橋豊彦委員、7番：佐々木力委員、事務局2人と私の5人で現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

**整理番号1**の現況は、土地一面に背の低い雑草が生育していました。土地の南側と西側の境界には基礎にコンクリートブロックを3段積みした擁壁が設置されておりました。擁壁は色あいからして、数年前に設置されたものと判断しました。また、農地台帳では現況地目が田となっている、とのことでありましたが、現地は周囲の道路面よりも高く土が盛られており、雑草の広がり具合からみて、これも数年前に盛土されたものと判断しました。

その他は、境界はしっかりしており、周囲の住宅・農地等に被害が及ばないことを確認してきました。

以上、ご報告いたします。

議長 この案件については、事務局より連絡を受け、私も現地を確認しております。事務局には慎重に対応するよう指示しましたが、その対応について報告して下さい。

事務局 現地調査終了後、会長、会長代理、農地専門委員長、農地専門委員長代理に確認結果を報告し、8月6日に再度現地調査をして頂きました。その際、申請者から土地の経過等について聴き取りするよう指示があり、8月8日に申請者より土地についての聴き取り調査を行いました。当日、聴き取りしたのは、農地専門委員長、農地専門委員長代理、現地調査を行った委員2名、事務局職員2名の計6名です。

聴き取りした結果、無断で農地に盛土しその形状を変えたのは、前所有者であることが判明しました。擁壁については、高く盛られている土が周辺の用水路に崩れて用水路をふさがないように、申請者が土地取得後に擁壁を設置したものであります。

既に高く盛土されていた状態の土地でありましたので、そもそも申請者には農地であるとの認識が希薄で、平成13年に土地を現在の所有者が取得した訳ですが、その際の値段を調べてみますとかなり高額な値段で売買されておりますので、その主張を裏付けていると思われま。

よって、盛土につきましては事務局としましては、申請者に過失は無く、擁壁についても、盛られた土が既に高い状態であったため、周辺水路に被害がおよばないよう措置したものであります。地目が法律の規制を受ける農地であることに認識不足ではあるものの、原則申請を許可しなければならない第3種農地である本案件について、事情ご賢察のうえ、賢明な判断をして下さいますよう、よろしく願いいたします。

議長 現地調査の報告と事務局の説明が終わりました。この案件は前所有者が盛土したようです。そして現所有者が周辺水路への被害防止のため、擁壁を設置したとのことでありま。それ以外は転用許可基準をクリアしていると思われま。この案件について、皆様からは何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請**についてを議題とします。事務局の説明を願いま。

事務局 **議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請書の提出**がありましたので、意見を付すためご提案いたしま。

農地転用申請は所有権移転が1件、譲渡人2人、譲受人1人、地目は畑のみで面積が436㎡、使用貸借が2件、貸人2人、借人1人、地目は田が6,219㎡、畑が1,309㎡ 合計面積が7,528㎡です。

11ページをお願いしま。

**整理番号1**、申請土地は、大瀬儘下58-4、現況地目は畑、面積が128㎡、他1筆、計2筆で面積は436㎡で、申請事由は、一般住宅の建築です。

農地区分は都市計画区域外、農用地区域外の農地で、第3種農地と判断しております。

位置については、13ページをご覧ください。

申請地は、国道7号線沿いにあるガスト能代店の交差点より南西方向へ約500mに位置しております。

周囲の状況は、北側は一般住宅、西側は集合住宅、東側、南側が農地となっており、宅地化が進行している状況です。

上水道と下水管が埋設されている道路の沿道にあり且つ半径500m以内に、石川こどもクリニック及び教育施設である小学校があることから、農地法施行規則で定める第3種農地に該当する農地と判断しております。

土地の利用計画は、14ページをご覧ください。

申請人の自宅は築50年を経過し老朽化していることと、現在2ヶ所の介護施設を市街地周辺に経営していることから、夜間の緊急な呼び出しに対応するため、申請地に自宅を新築しようとするものです。

盛土、切土はなく、汚水等は公共下水道へ排出する計画となっております。事業費は、金融機関の融資と自己資金であり、住宅ローン事前審査結果の通知と預金通帳の写し等が添付されております。

整理番号1についての説明は以上です。

12ページお戻り下さい。

次に整理番号2ですが、整理番号3も関連がありますので、合わせて説明します。

**整理番号2**、申請土地は浅内字大山8-1、現況地目は田、面積が6,128㎡の内353㎡、他2筆、計3筆で面積は4,550㎡、申請事由は砂採取で、農地区分は農用地区域内の農地であり、1年間の一時転用です。

**整理番号3**、申請土地は浅内字砂山11-7、現況地目は田で面積が648㎡、他6筆、計7筆で面積は2,978㎡、申請事由は砂運搬路で、農地区分は農用地区域内の農地であり、3年間の一時転用です。

位置については、15ページをご覧ください。

申請土地は、国道7号線のローソン能代浅内店のT字路を西側に曲がり、通称メロンロードと呼ばれている三種町道を約1.0km進んでから北西方向へ1.2kmの地点です。

事業内容については、16ページをご覧ください。

整理番号2の砂の採取区域は、ページに上の点線で囲ってある区域であり、ほぼ中央に赤道があります。この赤道を境にして北側(図面上)は山林、南側(8-1番地)が農地であります。

この砂採取区域から、1日当たり118立法メートル、年間約34,000立法メートルの砂を採取する計画となっております。

この案件については、平成29年9月21日付けで2年間の一時転用として許可しましたが、昨年、2年間では砂採取事業が終わらない見込みとなったことから、許可した期間を短縮して終了し、昨年から1年間の許可期間に変更し、砂採取を継続していく方針になったとのことであります。

次に、図面の下中央から左上にかけて波線で囲んである区域が、整理番号3の案件区域でありまして、砂を10トン車で運搬するために仮設道路を設置しようとするものです。

現在、運搬している道路も農地の一時転用であります。今年度、許可期限を迎えることから農地へ回復していただくこととなります。利用目的が仮設道路では、いわゆる許可の更新をすることは出来ないことから、隣地であ

る農地に仮設道路を新たに設置しようとするものです。

事業費は、全額自己資金で金融機関の残高証明書が添付されております。

被害防除については、砂採取場では、隣接地との保安距離を十分にとって、周辺農地へ飛砂、流出等の被害を及ぼさないよう留意して作業するとしており、運搬道路については、法面を安定勾配とし、車両の通行による振動、土砂の流出等が無いよう施行するとしております。

許可日については、県の砂採取許可と同日となるよう、連絡調整が必要となります。

説明は以上です。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。

平川義市委員 8月2日(金)に現地調査班、第1班1番：高橋豊彦委員、7番：佐々木力委員、事務局2人と私の5人で現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

**整理番号1**ですが、現況は畑であり、休耕しておりました。境界はしっかりしており、事前着工も無く、盛土等がない計画であることから、周囲の住宅に被害を及ぼすことのないことを確認してきました。

また、申請土地の一部が既に市道として利用されていることについては、転用実行者が土地取得後、市に寄付することで問題が解消されることから、やむをえないと理解しました。

次に、**整理番号2**ですが、事業が継続しているため、現地は大きく変わっていました。赤道境界に印杭により今回の砂採取区域を確認し、周囲の農地等に被害が及ばないことを確認してきました。また、砂採取が終了した区域では、法面に土砂崩れを防止するための緑化が行なわれていたことから、事業終了後も他に被害を及ぼさないための措置が取られていることも、確認してきました。

最後に、**整理番号3**ですが、現地ではソバが栽培されておりました。

現在使用している道路の移設であり、仮設道路となる境界を確認し、周囲の土地に被害が及ばないことを確認してきました。

以上、ご報告いたします。

議長 事務局の説明と現地調査の報告が終わりましたが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、協議事項1 令和元年度秋田県農業委員会大会における要請事項についてを議題とします。

なお、本案は事前に農政専門委員会で協議しておりますので、茂呂農政専門委員長より報告をお願いいたします。

茂呂誠委員 農政専門委員会結果報告（案）について、7月19日に農政専門委員会を開催し、令和元年度農業委員会大会における要請事項について協議し素案を作成しました。その素案を農業委員と農地利用最適化推進委員に事前に配布し、素案に対する意見や新たな要請事項を募集しました。いくつかの新たな要請提案がありました。検討の結果、要請内容を変更した部分もありますが、項目自体は昨年度の項目を継続する案となりました。ご提案いたします。

要請項目は、1. 農業農村整備対策の促進について（継続）、2. 新規就農者の定着・人材育成の強化について（継続）、3. 米政策改革への対応について（継続）、4. 農地利用の最適化に向けた農業委員会活動支援について（継続）、5. 持続可能な畑作・野菜等の確立について（継続）です。

詳細な内容等については、この後、事務局の方から説明いたします。

以上、ご提案いたします。

議長 茂呂農政専門委員長からの報告が終わりましたが、内容について事務局から説明願います。

事務局 秋田県農業委員会大会に要請事項は、先に素案として皆様に配布いしましたが、要請事項及び要請内容とも変更されたところはありません。

農政委員長より報告がありましたが、先に農政委員会で協議されており、2つの要望がありました。その内、一つは既に実現可能であったことから、もう一つの要望を素案に入れ込んでおります。要請素案に関する意見等は無く、新たに二つの要望がありましたが、一つは既に実現可能であり、もう一つは要望先が市であると考えられることから、別に対応を協議したいと思えます。

では、令和元年度秋田県農業委員会大会における能代市要請事項について、説明いたします。要請項目、要請内容の要点を説明いたします。

18ページをご覧ください。

1、農業農村整備対策の促進について、①基盤整備事業の一層の加速化、老朽化している施設の改修・更新を実施する必要があるため、必要な予算措置を十分に確保すること。また、受益農家の経費負担についても軽減化を図ること。

②圃場整備事業は国予算の影響を大きく受けており、現在計画から完了まで約十年を必要としていることから、迅速な事業推進のため十分な予算の確保に努めること。

①は昨年度の継続です。②番は、今回の追加初要請で、現在、圃場整備事業の計画から完了まで、約10年近くを要していることから、もっと早く事業効果を享受するために、事業期間の短縮を図るための措置として要請します。

19ページをご覧ください。

2、新規就農者の定着・人材育成の強化について、①「青年等就農資金」について、必要な予算を十分確保すること。また、農地取得も利用できるよう、施策の拡充強化に努めること。

②「農業次世代人材投資事業」について、必要な予算を確保し、施策の充実を図ること。また、「農の雇用事業」等、農業法人等への雇用就農を支援するため、十分な予算確保に努めること。

①②は昨年度の継続です。昨年度は、③として先進農家での新規就農者研修に関し、受入農家への支援制度創設を要請していましたが、現在ではそもそも農家での研修は認められないようになったことから、今年度は削除しております。

20ページをご覧ください。

3、米政策改革への対応について、①「水田活用の直接支払交付金」の恒久的かつ十分な予算確保を図ること。

②農業者の所得向上に直接つながるような施策を再構築することとし、必要な予算措置をすること。

①②とも昨年度の継続です。

21ページをご覧ください。

4、農地利用の最適化に向けた農業委員会活動支援について、①「農業委員会交付金」等の農業委員会関係予算を拡充し、十分な予算を確保すること。

②、「機構集積支援事業」及び「農地利用最適化交付金」の予算を十分確保し、現場でより活用しやすい制度へ改善を図ること。

①②とも昨年度の継続です。

22ページをご覧ください。

5、持続可能な畑作・野菜等の確立について、①農業経営の複合化に必要な機械、施設等の導入に関する十分な予算確保を図ること。

②野菜価格安定制度を拡充・強化するなど、野菜政策の確立に努めること。

③野菜の摂取目標を掲げる等、その消費拡大に向けて、各関係機関が連携して取り組む体制を構築すること。

①②③とも昨年度の継続です。

以上が、今年度の要請事項の案です。

よろしく、ご協議くださいますようお願いいたします。

議長 農政専門委員長報告及び事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 次に、報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定に該当する届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

議 長 報告事項でありますのでご了承願います。

議 長 次に、報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

議 長 報告事項でありますのでご了承願います。

議 長 続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。

(事務局説明)

・今後の行事予定について

議 長 委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後2時49分

議 長

議事録署名委員

9 番

10 番